

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」をKAITEKIと表し、KAITEKI実現をビジョンに掲げ、企業活動を通じて、環境・社会課題の解決にとどまらず、社会そして地球の持続可能な発展に貢献することをめざしています。

当社は、KAITEKI実現に向けて、経営の健全性と効率性の双方を高める体制を整備し、適切な情報開示とステークホルダーとの対話を通じて経営の透明性を向上させ、より良いコーポレートガバナンス体制の確立に努めていきます。

なお、取締役会の役割、構成、選任基準等のコーポレートガバナンスに関する基本的な方針については、当社ホームページ掲載の「三菱ケミカルホールディングス・コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「コーポレートガバナンス基本方針」といいます。 )をご参照ください。  
(<https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/group/governance/policy.html>)

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

以下で使用する用語の定義は、次のとおりです。

- ・経営陣幹部:執行役
- ・役員:取締役及び執行役

##### 原則1-4 政策保有株式

政策保有株式については、中長期的な企業価値向上に資する場合に取得・保有することとしています。また、その保有意義について、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しい株式については、市場への影響等に配慮しつつ売却を進めることとしています。

当社は、2018年8月30日の取締役会にて、2018年3月末における当社グループの全ての政策保有株式について、ROICにもとづいた経済合理性、及び事業上の必要性等の観点から保有意義を検証しました。検証の結果、一部の株式については、保有意義が乏しいことを確認しました。今後、市場への影響等に配慮しつつ、当該株式の売却を進めます。

##### 原則1-7 関連当事者間の取引

当社では、取締役又は執行役と会社との取引については、取締役会決議事項とし、取締役会が取引の妥当性を確認しています。

##### 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社グループの主要な事業会社である三菱ケミカル株式会社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、厚生労働省公表の「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」に基づいた取り組みを行っています。

具体的には、年金資産運用方針の策定、年金資産管理委員会の設置、政策的資産構成割合の策定、運用受託機関に対する定量及び定性的な総合評価を実施しています。また、運用コンサルタントとも連携し、適切な運営を図るための取り組みを行っています。

##### 原則3-1 情報開示の充実

(会社の目指すところ)

当社グループは、企業活動を通じて、KAITEKIを実現することをめざしています。KAITEKIとは「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」を表した当社独自のコンセプトであり、当社グループは、KAITEKI実現のため、資本の効率性の追求、革新的な技術の創出、そして人・社会・地球の持続性の向上を経営の指標とし、これら3つの経営軸に時間の要素を加味して企業価値を高めていくという「KAITEKI経営」を実践しています。

詳細については、当社ホームページのKAITEKI経営をご参照ください。

([https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/kaiteki\\_management](https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/kaiteki_management))

(経営計画)

当社は、2015年12月に2016年度から2020年度までの5か年の中期経営計画「APTSIS 20」を策定しました。「APTSIS 20」では、「機能商品、素材、ヘルスケア分野の事業を通じて、高成長・高収益型の企業グループをめざす」を基本方針として、収益性の向上、イノベーションの追求、サステナビリティへの貢献を通じて真にグローバルな「THE KAITEKI COMPANY」としての基盤を確立するための諸施策を実行していきます。

詳細については、当社ホームページの中期経営計画をご参照ください。

(<https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/ir/strategy/>)

(コーポレートガバナンス全般についての考え方)

コーポレートガバナンス全般についての考え方は、当社ホームページ掲載のコーポレートガバナンス基本方針をご参照ください。

(<https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/group/governance/policy.html>)

(経営陣幹部・取締役の報酬の決定にあたっての方針、手続)

(コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」3(3)及び「経営の透明性の向上」5)

報酬委員会が、取締役、執行役及び事業会社社長(上場子会社を除く)の個人別の報酬を決定します。

また、経営陣幹部・取締役の報酬の決定にあたっての方針は、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」のとおりです。

(経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたっての方針、手続)

(コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」3(1)及び「経営の透明性の向上」4)

指名委員会が、取締役、執行役及び事業会社社長(上場子会社を除く)の候補を指名します。

また、経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたっての方針は、本報告書末の「経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名の方針」に記載のとおりです。

役員の選任理由

第14回定時株主総会における取締役候補の選任理由及び現在の執行役の選任理由については、本報告書末の「取締役候補の選任理由」及び「執行役の選任理由」に記載のとおりです。

(補充原則4-1-1 取締役会から経営陣への委任の範囲)

当社は、法定の取締役会決議事項及び当社グループの経営管理上、重要な事項を除き、全ての業務執行の決定を執行役に委任しています。

原則4-9 社外取締役の独立性判断基準

(コーポレートガバナンス基本方針 別添資料2)

社外取締役の独立性の判断基準は、後記「その他独立役員に関する事項」のとおりです。

補充原則4-11-1 取締役会の構成についての考え方

(コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」2(2))

当社グループの経営の基本方針を策定し、適切に経営を監督するため、経営経験、財務・会計、科学技術・IT・生産、リスクマネジメント、事業戦略・マーケティング、法務・法規制等、国際性・多様性の各項目の観点で高度な専門的知識と高い見識を有する取締役を選任します。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役の過半数は執行役を兼任しません。

補充原則4-11-2 取締役の兼任状況

取締役会長の小林喜光氏は、株式会社東芝の社外取締役を兼任しています。また、社外取締役の他の上場会社役員等の兼任状況については、後記「会社との関係(2)」のとおりです。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価

・取締役会の実効性評価の実施

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、取締役会は毎年その実効性を評価し、結果の概要を開示すると定めています。

・分析・評価の手法

2018年度は、当社グループの企業価値向上に向けた主要テーマ(KAITEKI経営、ポートフォリオマネジメント、リスク管理及びコーポレートガバナンスについて適切に議論できているかを中心に、取締役会の実効性を評価しました。全取締役を対象としたアンケートを実施し、各項目に対する4段階評価及びコメント記載という形式で現状の把握と課題の抽出を図りました。アンケート結果に基づき、取締役会において課題・改善策について議論し、これらを踏まえ、取締役会議長が、当社取締役会の実効性を評価し、その結果を取締役会で報告しました。なお、アンケートの企画、集計等に外部コンサルタントを起用しました。

・評価結果の概要

当社取締役会は、知識、専門性、経験等の点から多様性を備え、社外取締役の比率等も概ね適切であり、当社グループの中長期戦略のテーマに特化した取締役会において深い議論が交わされる等、その実効性は相応に確保されていると評価しました。

一方、以下の事項を中心に、引き続き改善に向けた取り組みが必要であることも確認されました。

(1)さらなる議論の充実と効率化に向けて

(2)社外取締役の一層の機能発揮に向けて

当社は、今回の取締役会実効性評価結果及び各取締役からの様々な提言を踏まえ、引き続き取締役会等の実効性向上に取り組んでいきます。

なお、詳細については、本報告書末の「2018年度 当社取締役会の実効性評価結果の概要について」をご参照ください。

補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針

(コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」4(1))

社外取締役に対し、継続的に当社グループの事業内容、組織等について説明するとともに、定期的に国内外の事業拠点の視察や経営陣との対話の機会を提供しています。

また、社内の取締役に対しては、コンプライアンス、内部統制の研修に加え、外部団体が主催するセミナー等への積極的な参画など、取締役にふさわしい資質を磨く機会を適宜提供しています。

原則5-1 株主との対話に関する方針

(コーポレートガバナンス基本方針 別添資料1)

当社は、株主、顧客をはじめとするステークホルダーと、様々な機会を通じて、積極的かつ建設的に対話し、KAITEKI 実現に向け、課題や目標を共有し、協働することを目指しています。また、株主との対話に関する方針は、以下のとおりです。

(株主との対話に関する方針)

株主に当社を信頼いただき、長期に株式を保有いただけるよう、適切な情報開示に努めるとともに、積極的に対話を行い、それを企業活動に活かしていきます。

株主への情報開示、対話については、社長、IR担当役員及び法務担当役員のもと、関係各部署が連携のうえ、取り組むこととしており、対話でのご意見については、取締役会で報告する等、経営陣で共有しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	103,414,000	7.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	82,307,672	5.78
明治安田生命保険相互会社	64,388,743	4.52
日本生命保険相互会社	42,509,094	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	28,319,200	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	25,723,600	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	25,552,200	1.80
エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント	21,503,275	1.51
株式会社三菱UFJ銀行	20,552,904	1.44
ステート ストリート バンク ウェスト トリーティ 505234	20,472,209	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社連結子会社のうち、田辺三菱製薬株式会社及び大陽日酸株式会社は東京証券取引所に上場しています。これら上場子会社が決定した経営の重要事項については、必要に応じて当社に報告を行うなど、当社と連携を取りながら、自ら経営目標と課題を設定し、自己の責任の下に事業を遂行しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤 大義	公認会計士											
國井 秀子	他の会社の出身者											
橋本 孝之	他の会社の出身者											
程 近智	他の会社の出身者											
菊池 きよみ	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

伊藤 大義					<p>コア商事ホールディングス株式会社の社外取締役並びに出光興産株式会社及びTIS株式会社の社外監査役を兼任しています。</p>	<p>伊藤大義氏は、日本公認会計士協会副会長を務めるなど、公認会計士として豊富な経験と高い見識を有しています。取締役会では、財務・会計やリスクマネジメント等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。</p>
國井 秀子					<p>芝浦工業大学客員教授並びに株式会社INCJ及び東京電力ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しています。</p>	<p>國井秀子氏は、会社経営の豊富な経験と情報処理分野における専門知識を有していることに加え、内閣府男女共同参画推進連携会議議員を務めるなど、ダイバーシティ推進に関する高い見識を備えています。取締役会では、女性の活躍推進、科学技術・IT等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。</p>
橋本 孝之					<p>日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役並びにカゴメ株式会社及び中部電力株式会社の社外取締役を兼任しています。</p>	<p>橋本孝之氏は、情報システムに関する製品・サービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。取締役会では、主にグローバル経営、事業戦略、ポートフォリオマネジメントに関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。</p>
程 近智					<p>アクセントゥア株式会社相談役並びにコニカミルタ株式会社、株式会社マイナビ及び三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社外取締役を兼任しています。</p>	<p>程近智氏は、経営コンサルティング及びITサービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。こうした経験や見識を活かして、独立社外取締役として、主に経営経験、科学技術・IT、国際性の観点から、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。</p>
菊池 きよみ					<p>西松建設株式会社の社外取締役並びにジェコス株式会社及びニッセイアセットマネジメント株式会社の社外監査役を兼任しています。</p>	<p>菊池きよみ氏は、企業法務を専門とする弁護士としての高い見識に加え、金融機関における勤務など豊富な経験と見識を有しています。こうした経験や見識を活かして、独立社外取締役として、主に国内外の法規制やリーガルリスクの観点から、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。</p>

## 【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	1	4	社外取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社内取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 7名

兼任状況 **更新**

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
越智 仁	あり	あり	×	×	なし
大久保和行	あり	なし	×	×	なし
池川 喜洋	なし	なし	×	×	なし
ラリー・マイスクナー	なし	なし	×	×	なし
伊達 英文	なし	あり	×		なし
藤原 謙	なし	あり	×		なし
羽深 成樹	なし	なし	×	×	なし

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の指示のもとその補助にあたらせることにしています。また、監査委員会事務局に所属する従業員の人事(異動、評価等)及び監査委員会事務局の予算の策定については、監査委員会の承認を得ることにしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。監査委員会は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行うとともに、内部監査部門である監査室と連携して効率的な監査の実施に努めることにしています。内部監査については、監査室(監査人7名)が年間内部監査計画に基づき、当社の業務監査を実施するとともに、当社グループの事業会社(当社傘下の三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸をいいます。)の内部監査部門と連携し、当社グループにおいて適正な内部監査が行われるように体制を整備し運用を行っています。また、年間内部監査計画については、監査委員会と事前協議を行ったうえで立案し、社長及び監査委員会の承認を得て策定することとしています。加えて、監査室では、内部監査の計画、実施状況及びその結果を監査委員会に報告するほか、監査委員会の監査及び監査委員会における監査状況の報告に監査室長が陪席するなど、監査委員会の監査との連携を図っていきます。また、会計監査人との間においても定期的にそれぞれの監査施策や監査結果についての情報交換を行うなど、連携強化に努めています。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。また、当社は、社外役員の独立性に関して以下のとおり独自の基準を定めており、社外取締役は、以下の基準に該当せず、一般株主と利益相反の無い公正かつ中立的な立場で当社経営の監督にあたることのできる者を選任することとしています。

【社外役員の独立性に関する基準】

(1) 当社の関係者

イ. 当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、理事、パートナー等をいう。以下同じ)

ロ. 過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者

(2) 主要株主

当社の総議決権数の10%以上を直接若しくは間接に有する者又は法人の業務執行者

(3) 主要な取引先

イ. 当社及び当社グループの事業会社(三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸株式会社をいう。以下同じ)を主要な取引先とする法人 1の業務執行者

ロ. 当社及び当社グループの事業会社の主要な取引先 2の業務執行者

(4) 会計監査人

当社グループの会計監査人またはその社員等

(5) 個人としての取引

当社及び当社グループの事業会社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

(6) 寄付

当社及び当社グループの事業会社から年間1,000万円以上の寄付・助成を受けている者又は法人の業務執行者

(7) 役員相互就任

当社グループの役員・従業員を役員に選任している法人の業務執行者

(8) 近親者等

イ. 当社グループの重要な業務執行者の近親者等(配偶者、二親等以内の親族又は生計を同一にするものをいう。以下同じ)

ロ. (3)から(7)に該当する者の近親者等

ハ. 過去3年間に於いて(3)から(7)に該当する者

1 当該取引先が直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社及び当社グループの事業会社から受けた場合、当社を主要な取引先とする法人とする。

2 当社及び当社グループの事業会社が直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合又は当該取引先が当社グループに対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

2018年6月6日開催の当社の報酬委員会及び2018年6月22日開催の当社の中核事業会社である三菱ケミカル株式会社の株主総会において、役員報酬BIP信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議しました。

本制度は、当社の執行役及び執行役員(国内非居住者を除きます。以下同じ。)並びに三菱ケミカル株式会社の代表取締役社長、執行役員を兼務する取締役及び執行役員(国内非居住者を除きます。以下同じ。当社の執行役及び執行役員と併せて、以下、「業務執行役員」といいます。)に対し、業務執行役員の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、企業価値増大への貢献意識及び株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的としています。

本制度は、当社の中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する5事業年度(当初は2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度。)を対象として、各事業年度の業務執行役員の役位並びに各事業年度及び中期経営計画における会社業績目標等の達成度等に応じたポイントを付与し、累積します。業務執行役員の退任後算定される当該累積ポイント数に相当する当社株式等及び当社株式等に生じる配当金を役員報酬として交付等するインセンティブプランです。

また、当社は、本制度のほか、現金賞与制度を導入しています。業績連動報酬(現金賞与及び業績連動型株式報酬)と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針等は、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」のとおりです。

なお、本制度の導入に伴い、当社は、業績報酬制度として活用していた株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、2019年度以降、新規に発行しないこととしています。なお、2018年度には、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権(総数として3,570個)を当社の執行役及び執行役員(退任執行役を含みます。)に付与しました。

ストックオプションの付与対象者

執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の執行役及び執行役員(退任執行役及び退任執行役員を含みます。)を対象としています。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度において当社が報酬等を支払った取締役の員数は11名であり、その支払額は総額で343百万円です。この他、当社の取締役が役員を兼任する当社の子会社からの報酬等として45百万円あります。なお、取締役の報酬には、前期に執行役を兼任していた取締役に対し、執行役在任時の業績報酬として支給された現金賞与及びストックオプションによる業績報酬52百万円が含まれています。

また、2018年度において当社が報酬等を支払った執行役の員数は7名であり、その支払額は総額で430百万円です。この他、当社の執行役が役員を兼任する当社の子会社からの報酬等として18百万円あります。また、執行役の報酬等の支払額には、ストックオプションによる業績報酬74百万円が含まれています。

また、連結報酬等の総額が1億円以上である者については有価証券報告書において個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 1 報酬の決定方針

取締役と執行役の報酬は別体系とし、以下の考え方にに基づき、報酬委員会が決定します。

(取締役)

- ・基本報酬(固定報酬)のみで構成します。
- ・基本報酬は、役位及び常勤・非常勤等の区別に基づき設定します。
- ・報酬額については、指名委員会等設置会社における取締役の責務を果たすのに相応しい人材を確保するのに必要な水準とするべく、他企業の水準なども勘案して決定します。

執行役を兼任する場合、執行役としての報酬を適用します。

(執行役)

- ・基本報酬(固定報酬)と業績報酬(変動報酬)で構成します。
- ・基本報酬は、役位及び代表権の有無などの職責に基づき設定します。
- ・報酬額については、優秀な経営人材を確保し、当社の競争力を高めるために必要な水準とするべく、他企業の水準なども勘案して決定します。
- ・業績報酬については、中長期的かつ持続的な企業価値の向上、並びに株主価値の共有に対するインセンティブとするべく、現金賞与と業績連動型株式報酬制度を活用します。基準となる金額・株数は業績の達成度に応じ0~200%の範囲で変動させるとともに、総報酬に占める業績報酬の比率を高役位者ほど高くとします。

### 2 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針については、報酬委員会では、業績連動報酬(現金賞与及び業績連動型株式報酬)及び業績連動以外の報酬(基本報酬)の比率に関する外部調査機関の役員報酬調査データを用いて、国内の同業又は売上等が同規模の他企業との報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行った上で決定しています。

### 3 業績連動報酬に係る指標及び最近事業年度における業績連動報酬額の支給の決定方法

業績連動報酬は、以下の計算式に基づいて、報酬委員会にて審議のうえ決定しています。

$$\text{業績報酬(変動)} = \text{役位別の基準額} \times \text{業績報酬に係る評価に基づく係数}$$

業績報酬に係る評価は、年度ごとの目標値の達成状況に基づき、執行役会議にて審議のうえ決定し、報酬委員会にてその妥当性を検証しています。

当社は、資本の効率化を重視する経営(MOE: Management of Economics)、イノベーション創出を追求する経営(MOT: Management of Technology)に加えて、サステナビリティの向上をめざす経営(MOS: Management of Sustainability)という3つの経営を、時間や時機を意識しながら一体的に実践し、企業価値を高めていくKAITEKI経営を推進しており、それぞれの経営指標を用いて評価を算出していますが、その割合は以下のとおりです。

#### 指標 内容 割合

MOE指標 コア営業利益、ROE、ROIC、フリー・キャッシュ・フロー等に関わる指標 80%

MOT指標 研究開発の効率性、技術の優位性及び社外ニーズとの整合性に関わる指標 10%

MOS指標 環境負荷削減、健康・医療への貢献、コンプライアンス、事故・火災の防止等に関わるものとして定めた指標 10%

これらの指標のうち、主要なものについては、以下のとおりです。

#### 主要な指標 主要な指標とした理由

(MOS)

コア営業利益 非経常項目を除く営業利益の絶対額を事業の稼ぐ力として評価するため

ROE 企業価値の持続的向上を目指す為の効率性を評価するため

フリー・キャッシュ・フロー 次世代への資源配分を賄い、安定的な株主還元と財務健全化のためのキャッシュ・フロー創出力を評価するため

(MOT)

新商品化率 売上収益に占める新商品・新サービスの割合から、研究開発の効率性を評価するため

特許審査請求率 特許審査請求の計画件数に対する実績の比率から、技術の優位性を評価するため

コア技術進捗度 先端技術やデジタルトランスフォーメーションへの取組みによる新規コア技術獲得計画の進捗度を評価するため

(MOS)

省エネルギー活動の推進 地球温暖化の防止につながる省エネルギー活動を積極的に推進し、その削減効果を評価する(資源削減量)ため

医薬品の提供 アンメットメディカルニーズへの対応や、適応症及び販売国数の拡大による、人々の生命と健康

(医薬品提供貢献指数)に対する貢献度を評価するため

働きがいがあり、活力と協奏のある組織の構築 多様な人材がいいきと活力高く働ける会社・職場づくりの進捗度を評価するため

(従業員ウェルネス指数)

(注)業績報酬に係る評価は、MOE指標、MOT指標及びMOS指標の3軸の総合評価等によって定まりますが、これらの指標の目標値には対外的

に公表していない数値を含んでいるため、当該目標値は記載していません。なお、2018年度の3軸の総合評価による業績報酬に関する係数(0~200%)は100%となりました。

また、業績報酬(変動)は、その種別ごとに以下のとおり、決定しています。

#### 業績報酬の種別 決定方法

現金賞与 MOE指標、MOT指標及びMOS指標の3軸の総合評価に、経営課題への取組み状況に係る定性評価を加えて決定された5段階の係数(0~200%)を当てはめることで、上記の計算式から算出される金額を給付することとしています。

業績連動型株式報酬 MOE指標、MOT指標及びMOS指標の3軸の総合評価で決定された5段階の係数(0~200%)を当てはめることで、上記の計算式から算出される株式の交付等を行うこととしています。

### 【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び各委員会については、それぞれ事務局を設置し、社外取締役を補佐しており、取締役会及び各委員会の開催に際しては、それぞれの事務局が事前に資料等を送付するとともに、重要な議案については事前説明を行い、あらかじめ十分な検討ができるようにしています。なお、監査委員会を補佐する部署として設置している監査委員会事務局には専属の独立したスタッフを配置しています。

さらに、取締役会及び各委員会のほかにも社外取締役が出席する会議を定期的で開催するなど、社外取締役の監督機能が有効に機能する環境を整備しています。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
富澤 龍一	当社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】なし	2012/06/26	定めなし
富澤 龍一	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】なし	2012/04/01	定めなし
古川 昌彦	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】なし	2001/06/29	定めなし
正野 寛治	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】なし	2007/10/03	定めなし
皇 芳之	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】なし	2012/04/01	80歳まで
鎌原 正直	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】あり	2016/04/01	80歳まで
石塚 博昭	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】あり	2017/04/01	定めなし
姥貝 卓美	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】あり	2017/04/01	3年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 7名

#### その他の事項

- ・当社及び主要な事業会社である三菱ケミカル株式会社の社長・会長経験者について記載しています。
- ・当社に相談役制度はありませんが、社内規定に基づき、当社の社長・会長経験者を当社特別顧問とする場合があります。また、三菱ケミカル株式会社においては、同社の社内規定に基づき同社の社長・会長経験者を相談役とし、相談役退任後は同社特別顧問に就任する場合があります。
- ・特別顧問及び相談役は、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。
- ・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には当社または三菱ケミカル株式会社(合併前の旧社を含む)の取締役の退任日を記載しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 監督

イ. 取締役会(12名(うち女性2名):社外取締役5名、議長:社内取締役、任期:1年)

取締役会は、中期経営計画、年度予算などの経営の基本方針を決定したうえで、その基本方針に基づく業務執行の決定は、法定の取締役会決議事項を除き、原則として執行役に委任しており、主に執行役の職務の執行を監督しています。

当社は、機能商品、素材及びヘルスケアの3つの事業分野に及ぶグループの幅広い事業に精通した社内出身の取締役に加え、企業の経営

者、社会・経済情勢や科学技術に関する有識者、公認会計士、弁護士といった経歴をそれぞれ有する5名の社外取締役を選任し、多様な意見を経営判断に反映させるとともに、監督機能の強化を図っています。

なお、当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めており、本報告書提出日現在で社外取締役5名を含む12名(うち、執行役兼務者3名)となっています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築し、取締役の経営責任とその役割の一層の明確化を図るため、取締役の任期を1年にしています。

2018年度は、取締役会を11回開催しました。各取締役の出席状況は以下のとおりです。なお、大平教義、吉村修七の両氏は2018年6月の取締役退任までの出席状況を、また、藤原謙氏は2018年6月の取締役就任後の出席状況を、それぞれ記載しています。

- ・小林 喜光： 11回/11回(100%)
- ・越智 仁： 11回/11回(100%)
- ・大平 教義： 3回/4回(75%)
- ・小酒井健吉： 11回/11回(100%)
- ・吉村 修七： 4回/4回(100%)
- ・グレン・フレデリクソン： 11回/11回(100%)
- ・梅葉 芳弘： 11回/11回(100%)
- ・浦田 尚男： 11回/11回(100%)
- ・藤原 謙： 7回/7回(100%)
- ・橋川 武郎： 11回/11回(100%)
- ・伊藤 大義： 11回/11回(100%)
- ・渡邊 一弘： 11回/11回(100%)
- ・國井 秀子： 11回/11回(100%)
- ・橋本 孝之： 11回/11回(100%)

ロ. 指名委員会(5名(うち女性2名):社外取締役4名、委員長:社外取締役)

指名委員会は、当社取締役候補及び執行役の指名に加えて、上場会社を除く主要な直接出資子会社(三菱ケミカル株式会社及び株式会社生命科学インスティテュート)の社長候補の指名を行います。

指名委員は、本報告書提出日時点で社外取締役4名を含む5名です。また、指名過程の透明性・公正性を高めるため、委員長は社外取締役が務めることとしています。

2018年度は、指名委員会を6回開催しました。各取締役の出席状況は以下のとおりです。

- ・橋川 武郎(委員長)： 6回/6回(100%)
- ・小林 喜光： 6回/6回(100%)
- ・越智 仁： 6回/6回(100%)
- ・國井 秀子： 6回/6回(100%)
- ・橋本 孝之： 6回/6回(100%)

ハ. 監査委員会(5名(うち女性2名):社外取締役3名、委員長:社内取締役)

監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査、当社グループの内部統制システムの検証等を担っており、原則として毎月1回開催することとしています。監査委員は、本報告書提出日時点で社外取締役3名を含む5名です。また、常勤の監査委員を2名選定するとともに、監査委員会と会計監査人、内部監査を実施する監査室及び内部統制システム整備の方針策定・推進を担う内部統制推進室が緊密に連携するなどして、監査委員会による監査体制の充実を図っています。

なお、社内各部門との十分な連携を確保し、情報収集を円滑に行うため、委員長は常勤の監査委員である社内取締役が務めることとしています。

2018年度は、監査委員会を13回開催しました。各委員の出席状況は以下のとおりです。

- ・梅葉 芳弘(委員長)： 13回/13回(100%)
- ・浦田 尚男： 13回/13回(100%)
- ・伊藤 大義： 13回/13回(100%)
- ・渡邊 一弘： 13回/13回(100%)
- ・國井 秀子： 13回/13回(100%)

ニ. 報酬委員会(5名:社外取締役3名、委員長:社外取締役)

報酬委員会は、当社取締役及び執行役の個人別の報酬額の決定に加え、上場会社を除く主要な直接出資子会社(三菱ケミカル株式会社及び株式会社生命科学インスティテュート)の社長の報酬額を決定しています。

報酬委員は、本報告書提出日時点で社外取締役3名を含む5名です。また、決定過程の透明性・公正性を高めるため、委員長は社外取締役が務めることとしております。

2018年度は、報酬委員会を7回開催しました。各委員の出席状況は以下のとおりです。なお、大平教義氏は2018年6月の取締役退任までの出席状況を、また、藤原謙氏は2018年6月の取締役就任後の出席状況を、それぞれ記載しています。

- ・伊藤 大義(委員長)： 7回/7回(100%)
- ・橋川 武郎： 7回/7回(100%)
- ・渡邊 一弘： 7回/7回(100%)
- ・大平 教義： 2回/3回(67%)
- ・小酒井健吉： 7回/7回(100%)
- ・藤原 謙： 4回/4回(100%)

(2)業務執行

イ. 執行役

執行役は、取締役会の定めた経営の基本方針(中期経営計画、年度予算等)に基づき、業務執行の決定及びその執行を担っています。

当社グループの経営における重要事項については、執行役による合議機関である執行役会議で審議のうえ、これを決定し、また、その他の事項については、各執行役の職務分掌を定めることに加え、担当執行役の決裁権限を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定がなされるようにしています。

ロ. 執行役会議

執行役会議は、全ての執行役により構成され、当社及び当社グループの経営に関する重要な事項について、審議・決定するとともに、中期経営計画、年度予算等に基づき、当社グループの事業のモニタリングを行っています。

なお、監査委員及び事業会社(三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸株式会社)の社長は、執行役会議に出席し、自由に意見表明ができることとなっています。

### (3) 監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人に会計監査業務を委嘱しています。会計監査人は、監査委員会とも緊密な連携を保ち、監査体制、監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告とともに、必要な情報交換、意見交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めることとしています。

2018年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

鹿島かおる(3年)、中村和臣(1年)、剣持宣昭(4年)、植木貴幸(1年)

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士19名、その他21名

なお、内部監査の状況については、前記「監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照ください。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

機能商品、素材及びヘルスケアの3つの事業分野において、グループの総合力を活かした機動的な経営により企業価値を向上させるため、グループ経営管理機能と個別事業経営機能を分離した持株会社体制を選択しています。

また、経営の透明性・公正性の向上、監督機能の強化及び意思決定の迅速化による経営の機動性の向上を図るため、指名委員会等設置会社を選択しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様により議案の検討の時間をもっていただけるよう、法定期日よりも早期に株主総会招集通知の発送を行うこととしています。なお、2019年6月25日に開催の第14回定時株主総会の招集通知については、法定期日よりも7日早く発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の皆様にご出席頂けるよう、第14回定時株主総会を、いわゆる第一集中日ではない2019年6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使も可能であり、その行使方法等については、株主総会招集ご通知においてご案内しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに英文を掲載するほか、議決権電子行使プラットフォームにおいても提供しています。
その他	当社では、当社ホームページに招集通知(和文、英文)を掲載するほか、株主総会会場では映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど株主の皆様理解を深めていただくようにしています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会に参加し、事業概況や今後の事業展開等を説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者、担当役員等により以下の説明会等を開催しています。 ・四半期決算及び期末決算におけるネットカンファレンス ・事業説明会等 ・個別訪問による説明	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	集合形式の説明会ではなく、投資家への個別訪問による説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員及びIR担当部署(広報・IR室)を設置しています。	
その他	株主通信「WE WILL」や統合報告書「KAITEKIレポート」を発行し、ホームページに掲載しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	三菱ケミカルホールディングスグループ企業行動憲章によりステークホルダーの立場尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ理念の実践が三菱ケミカルホールディングスグループのCSRであるとの認識のもと、当社及びグループ各社においてレスポンシブル・ケア(RC)活動をはじめとするCSR活動を実施しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

三菱ケミカルホールディングスグループ企業行動憲章において、適切な情報開示、透明性の確保について規定しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針に基づいて内部統制システムの強化・徹底を図っており、毎期末に取締役会で当該基本方針の運用状況を検証するとともに、必要に応じてその内容の見直しを行うこととしています。本報告書提出日現在における当該基本方針の内容は以下のとおりです。

#### 1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

- (1) 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の指示のもと監査の補助にあたらせる。監査委員会事務局に所属する従業員の人事(異動、評価等)及び監査委員会事務局の予算の策定については、監査委員会の承認を得る。
- (2) 取締役、執行役及び従業員は、監査委員会監査基準等に従い、当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団(以下「当社グループ」という。)における経営上の重要事項(会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。)を監査委員会に報告する。
- (3) 監査委員会に報告した当社グループの取締役、執行役、監査役及び従業員に対して、その報告を理由として不利益な取扱いをしない旨を定める。
- (4) 監査委員会又は監査委員が支出した費用のうち、その職務の執行に要するとみなすのが相当な費用については、当社が負担する。
- (5) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、常勤監査委員を置くとともに、監査委員会と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査委員会と内部監査部門との連携、情報交換等を行う。

#### 2. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社グループのポートフォリオ・マネジメントに重大な影響を与える事項及び法定の取締役会決議事項(経営の基本方針等)を除き、原則として業務執行の決定をすべて執行役に委任することで、執行役による迅速な意思決定を可能とする。
- (2) 執行役に委任された業務執行の決定にあたり、当社グループの経営における重要事項については、執行役会議で審議のうえ、これを決定し、その他の事項については、担当執行役の決裁権限及び各部門の所管事項を定めるとともに、子会社に委ねる決裁権限を明確にすることで、当社グループの業務執行の決定及び執行を適正かつ効率的に行う体制を整備する。
- (3) 執行役は、取締役会の定めた経営の基本方針(グループ中期経営計画、年度予算等)に基づき、子会社の経営管理を行い、これらの達成を図る。また、執行役は、執行役会議及び中期経営計画、年度予算等の管理を通じ、子会社の経営上の重要事項が当社に報告される体制を整備する。

#### 3. 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループ企業行動憲章を当社グループにおけるコンプライアンスに関する基本規程とする。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
- (3) グループ・コンプライアンス推進規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、ホットライン等の当社グループにおけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、コンプライアンス推進統括執行役を置いて、その適切な運用・管理にあたる。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括責任者を執行役社長とし、グループ・リスク管理基本規程その他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

#### 5. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループの情報セキュリティポリシー、情報管理規則その他の関連規則に基づき、執行役会議議事録、稟議書その他執行役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、執行役及び取締役がこれを読覧できる体制を整備する。

#### 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記方針及びグループ経営規程その他の関連規則に基づき、当社グループの経営管理(経営目標の管理、重要事項に関する報告・承認、グループ内部監査等)を行うとともに、コンプライアンス、リスク管理をはじめとするグループ内部統制方針・システムをグループ内で共有することを通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、上記の内部統制システムの基本方針3(1)に記載のグループ企業行動憲章における「公正な事業慣行」の中で反社会的勢力との関係断絶を掲げており、反社会的勢力による不当な要求に備え、対応統括部署である総務担当部署を中心として、関係行政機関等との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図るとともに必要な対応を行っています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、効率的かつ透明性の高いグループ経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力・収益力を高め、グループとして企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えています。

当社は、いわゆる「買収防衛策」を導入していませんが、当社グループの企業価値や株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合には、当社として適切と考えられる措置を講じていきます。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

#### 1. 情報開示に関する方針

当社は、当社の定める「情報開示方針」のもと、東京証券取引所有価証券上場規程等において定める基準（以下、「適時開示基準」といいます。）、及び金融商品取引法第二十七条の三十六に定める重要情報（株主・投資家等の皆様の投資判断に影響を与える当社グループに係る決定事実、発生事実、決算情報等の情報をいい、以下、「重要情報」といいます。）について、情報開示を行っています。

また、重要情報に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様にとって有用だと当社が判断した情報については、積極的な情報開示に努めています。

なお、開示に係る情報は広報・IR室で一括管理し、広報・IR室長を情報開示責任者と定めています。

#### 2. 適時開示体制の概要

(1) 適時開示基準に基づき「適時開示が求められる会社情報」のうち「上場会社の決算情報」については、取締役会での決議又は執行役員会議での審議・決定がなされた時点で当該事項の決定としており、決定後、広報・IR室が適時開示を実施します。

(2) 適時開示基準に基づき「適時開示が求められる会社情報」で「上場会社の決定事実」のうち、取締役会での決議又は執行役員会議での審議・決定を要する事案については、同決議又は審議・決定がなされた時点で当該事項の決定としています。伺書による承認を要する事案については、同承認をもって当該事項の決定としています。いずれの場合も、広報・IR室が適時開示事項にあたるか調査し、その結果をIR担当役員へ報告するとともに、適時開示事項に該当する場合は、適時開示を実施します。

(3) 適時開示基準に基づき「適時開示が求められる会社情報」のうち「上場会社の発生事実」については、関係部署が認識した時点で、広報・IR室と連携して適時開示事項にあたるか調査を行い、必要に応じて取締役会又は執行役員会議に報告します。広報・IR室は、調査の結果をIR担当役員へ報告し、適時開示事項に該当する場合は、適時開示を実施します。

なお、適時開示までの間における未公表の重要事実の取扱については、「内部者取引防止規則」を定め内部者取引の禁止を徹底しています。



## 【経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名の方針】

### (執行役)

指名委員会は、以下の基準を満たす人物を執行役候補として指名する。

- ・ 所管各分野における豊富な経験と高い見識・専門性と洞察力、客観的かつ公平・公正な判断力を有し、経営執行能力に優れていること
- ・ 高い倫理観、遵法精神を有していること
- ・ 執行役としての責務を果たすのに十分な健康状態であること

また、執行役が上に掲げた基準のいずれかに著しく反する事実が生じた場合、取締役会はその執行役を解任することができる。

### (取締役)

指名委員会は、以下の基準を満たす人物を取締役候補として指名する。

- ・ 指名委員会等設置会社における取締役の責務を果たすのに必要な高い見識と洞察力、客観的かつ公平・公正な判断力を有していること
- ・ 高い倫理観、遵法精神を有していること
- ・ 取締役としての責務を果たすのに十分な健康状態であること
- ・ 社外取締役については、別に定める独立性の基準を満たし、かつ、職務遂行のための十分な時間が確保できること。加えて、社外取締役間の多様性が確保できること

【取締役候補の選任理由】

氏名	現在の当社における地位及び担当	選任理由
小林 喜光	取締役会長 指名委員	小林喜光氏は、研究開発部門を経て、機能商品分野の事業に携わったのち、当社取締役社長及び三菱化学㈱取締役社長等を歴任し、また、経済財政諮問会議や産業競争力会議の議員、経済同友会の代表幹事を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。現在は取締役会議長として、社外取締役が活発に発言できる環境づくりに努めるなど取締役会の実効性向上に注力するとともに、執行役を兼任しない社内取締役として適切に経営を監督しています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。
越智 仁	取締役兼執行役社長 指名委員	越智仁氏は、生産部門を経て、当社及び三菱化学㈱の経営戦略部門等に携わったのち、三菱レイヨン㈱取締役社長を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。現在は執行役社長として当社の経営を担っており、当社グループの持続的成長に向け様々な施策を主導するとともに、取締役会では、経営全般の状況を定期的に報告し、取締役会に対する説明責任を果たしています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。

藤原 謙	取締役兼執行役常務報酬委員	藤原謙氏は、当社グループの法務部門において、国際的なリスクマネジメントやM&Aに携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。現在は執行役常務（コンプライアンス推進統括執行役）として当社の経営に携わっており、内部統制システムの構築やコンプライアンス体制の強化等を主導しています。取締役会では、執行役として説明責任を果たすとともに、リスクマネジメント、コーポレートガバナンス等に関する提言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。
グレン・フレデリクソン	取締役	グレン・フレデリクソン氏は、米国の大学教授を務めており、ポリマー化学の分野における国際的権威として高い見識を備えるとともに、グローバル企業のコンサルタントとしても豊富な経験を有しています。現在は執行役を兼任しない社内取締役として適切に経営を監督するとともに、最先端技術分野等に関する提言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。
浦田 尚男	取締役監査委員	浦田尚男氏は、研究開発部門を経て、三菱化学㈱の経営戦略部門に携わったのち、三菱樹脂㈱の監査役を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。現在は社内出身の常勤監査委員として、当社グループの事業に関する深い理解と高度な情報収集力を活かし、内部統制システムの運用状況を把握するとともに定期的に監査委員会で情報を共有する等、主に監査の実効性を確保することを通じて経営を監督しています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。

伊達 英文	執行役常務	伊達英文氏は、当社グループの経理・財務部門において、経営管理や会計・税務・資金業務等に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。現在は執行役常務（最高財務責任者）として当社の経営に携わっており、財務戦略の立案や IR 活動等を主導しています。これらのことから、取締役会において、当社グループの財務戦略等に関し説明責任を果たすことに加え、その専門性を活かした提言等を通じて、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、新たに選任をお願いするものです。
小林 茂		小林茂氏は、当社グループの機能商品分野及び素材分野の事業に携わり、海外グループ会社の社長を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しています。こうした当社グループの事業に関する深い理解や経営経験を活かして、執行役を兼任しない社内取締役として、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、新たに選任をお願いするものです。
伊藤 大義	社外取締役 監査委員 報酬委員	伊藤大義氏は、日本公認会計士協会副会長を務めるなど、公認会計士として豊富な経験と高い見識を有しております。取締役会では、財務・会計やリスクマネジメント等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいております。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。なお、伊藤大義氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

<p>國井 秀子</p>	<p>社外取締役 指名委員 監査委員</p>	<p>國井秀子氏は、会社経営の豊富な経験と情報処理分野における専門知識を有していることに加え、内閣府男女共同参画推進連携会議議員を務めるなど、ダイバーシティ推進に関する高い見識を備えています。取締役会では、女性の活躍推進、科学技術・IT 等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいております。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。</p>
<p>橋本 孝之</p>	<p>社外取締役 指名委員</p>	<p>橋本孝之氏は、情報システムに関する製品・サービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。取締役会では、主にグローバル経営、事業戦略、ポートフォリオマネジメントに関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいております。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものです。</p>

程 近智		<p>程近智氏は、経営コンサルティング及び IT サービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。こうした経験や見識を活かして、独立社外取締役として、主に経営経験、科学技術・IT、国際性の観点から、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、新たに選任をお願いするものです。</p>
菊池 きよみ		<p>菊池きよみ氏は、企業法務を専門とする弁護士としての高い見識に加え、金融機関における勤務など豊富な経験を有しています。こうした経験や見識を活かして、独立社外取締役として、主に国内外の法規制やリーガルリスクの観点から、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、新たに選任をお願いするものです。なお、菊池きよみ氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>

【執行役の選任理由】

氏名	現在の当社における地位及び担当	選任理由
越智 仁	取締役兼執行役社長	越智仁氏は、生産部門を経て、当社及び三菱化学㈱の経営戦略部門等に携わったのち、現在は当社執行役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の業務執行の統括に相応しい人物であると判断しております。
大久保和行	執行役専務	大久保和行氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に素材分野の事業、生産技術における豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の情報システム、生産技術の統括に相応しい人物と判断しております。
池川 喜洋	執行役常務	池川喜洋氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に、素材分野の事業における豊富な経験や高い見識を有していることから、当社の経営戦略の統括に相応しい人物と判断しております。
ラリー・マイクスナー	執行役常務	ラリー・マイクスナー氏は、海外企業の役員を務めるなど、会社経営の豊富な経験を有するとともに、ICTに関する高い見識、及びビッグデータやIoTを活用した事業改革の経験を有していることから、先端技術の探索や新規事業の創出を推進する先端技術・事業開発の統括に相応しい人物であると判断しております。
伊達 英文	執行役常務	伊達英文氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に、経理、財務分野における豊富な経験や高い見識を有していることから、当社の経営管理、IRの統括に相応しい人物であると判断しております。

藤原 謙	執行役常務	藤原謙氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に、法務、総務分野における豊富な経験や高い見識を有していることから、当社の法務、総務・人事、内部統制、海外統括会社の統括に相応しい人物であると判断しております。
羽深 成樹	執行役	羽深成樹氏は、長年にわたり財務省や内閣府等に務めるなど、行政官としての豊富な経験と金融行政に関する高い見識を有していることから、当社の政策・渉外、広報の統括に相応しい人物であると判断しております。

## 2018年度 当社取締役会の実効性評価結果の概要について

### 1. 取締役会の実効性評価の実施

当社は、「三菱ケミカルホールディングス・コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は毎年その実効性を評価し、結果の概要を開示すると定めております。2018年度の当社取締役会の実効性評価の方法および結果の概要は、以下のとおりです。

### 2. 評価方法・プロセス

2018年度は、当社取締役会の機能（経営の基本方針の策定および経営全般の監督）を踏まえ、当社グループの企業価値向上に向けた主要テーマについて適切に議論できているかを中心に、その実効性を評価しました。具体的なプロセスは以下のとおりです。

- i) 取締役会議長を含む全取締役を対象に、以下を項目とするアンケートを実施（2019年3月～4月）。各項目を4段階で評価のうえコメントを記載するという形式により、現状を把握するとともに課題を抽出。なお、アンケートの企画、集計等に外部コンサルタントを起用。
  - ・取締役会の構成
  - ・取締役会における議論  
(KAITEKI 経営、ポートフォリオ・マネジメント、リスク管理およびコーポレートガバナンス)
  - ・取締役個人の役割・評価（コメント記載のみ）
- ii) アンケート結果に基づき課題・改善策について取締役会で議論（2019年5月）
- iii) 取締役会議長が、取締役会の実効性を評価し、その結果を取締役会で報告（2019年6月）

### 3. 評価結果の概要

#### (1) 総括

取締役会の構成は、知識、専門性、経験等の点から多様性を備えており、かつ社外取締役の比率および執行役を兼任しない取締役の比率も概ね適切であることが確認されました。また、後掲4. に記載のとおり、社外取締役への情報提供が改善されたこともあり、当社グループの中長期戦略（ポートフォリオ・マネジメント）のテーマに特化した取締役会において深い議論が交わされる等、引き続き取り組むべき課題はあるものの、当社取締役会の実効性は相応に確保されていると評価しました。なお、アンケートの結果も、全ての項目について肯定的な評価が高い割合を占めています。

#### (2) 取り組むべき課題

一方で、当社取締役会が、さらなる実効性をもって本来の機能を果たすためには、引き続き改善に向けた取り組みが必要であることも確認されました。今後の主要な検討事項は以下のとおりです。

- i) さらなる議論の充実と効率化に向けて
  - ・重点的に議論すべきテーマを検証のうえ、そのテーマに特化した取締役会の定期開催

- ・ICT を活用した報告事項の拡充および決議事項の見直し
- ii) 社外取締役の一層の機能発揮に向けて
  - ・純粋持株会社の社外取締役に対する適切な情報提供の在り方
  - ・社外取締役のみをメンバーとする、または社外取締役を主体とする会議体の開催

#### 4. 前回の取締役会評価を受けた取り組み

2017 年度の実効性評価結果および各取締役からの指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施しました。

##### i) 取締役会資料および説明方法について

事業会社の案件では、取締役会資料に「MCHC における戦略上の位置づけ」を記載し、執行役会議での意思決定に至る背景を示すこととしました。また、重要議題については、原則として社外取締役に対し個別の事前説明を実施することで取締役会における議論の活性化を図るとともに、その際に受けた質問については、取締役会でその内容を紹介のうえ回答することで、問題意識の共有を図りました。

##### ii) リスク対応に関する監督について

自然災害やサイバーセキュリティ等を含むリスクへの執行の対応状況について、取締役会が直接監督できるよう、社長を委員長として年 1 回開催される「三菱ケミカルホールディングス・リスク管理委員会」の審議結果や報告内容を取締役会の定例の報告事項としました。

##### iii) 中長期的な経営の方向性に関する議論について

当社グループの中長期戦略（ポートフォリオ・マネジメント）のテーマに特化した取締役会を開催し、十分時間をかけ、より深い議論を行いました。

当社は、今回の取締役会の実効性評価結果および各取締役からの様々な提言を踏まえ、引き続き取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

以 上